補助事業等によって導入する農業機械の選定について

○　第７回農作業安全検討会（令和５年３月）において、2025年（令和７年）基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。

○　安全性検査対象機種（農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物用循環型））について、令和７年４月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択することを想定。
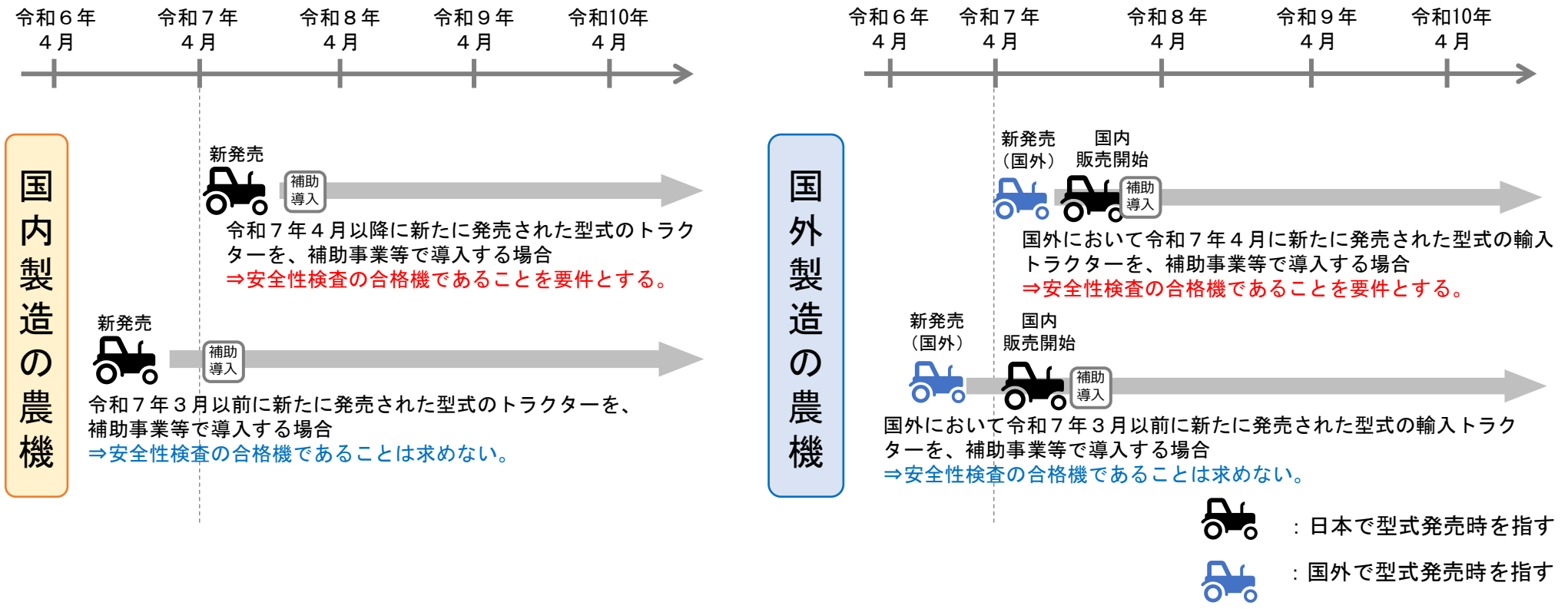
安全性検査合格要件のイメージ